

梅ヶ枝中央会計

中小企業投資育成の活用

Q 投資育成会社の活用のポイントは何ですか？

A 一般に、事業承継対策に有効ですが、上場に向けての安定株主対策としても有効です。

【投資育成会社の活用】

中小企業投資育成会社は、「中小企業投資育成株式会社法」に基づいて 1963 年に設立された投資業務を実施する政策実施機関(3 社)。

一般に、安定配当が要求されるものの、**創業者等による安定的支配が可能**になる等、以下のメリットの検討が望まれます。

【事例】社長同族で持株比率45%しか保有していない場合

	実行前		増資	実行後	
	保有株数(株)	持株比率		保有株数(株)	持株比率
社長同族	45,000	45.0%		45,000	26.5%
社長	40,000	40.0%		40,000	23.5%
後継者	5,000	5.0%		5,000	2.9%
共同創業者(退任)	30,000	30.0%		30,000	17.6%
元従業員(複数名)	25,000	25.0%		25,000	14.7%
投資育成会社			70,000	70,000	41.2%
計	100,000	100.0%		170,000	100.0%

社長同族 + 投資育成会社で67.6% (2/3以上)を確保

とりあえず社外株主のシェアを下げ、時間をかけて対応。

「銀行員.com 経営承継対策と中小企業投資育成株式会社の活用」より

- 投資先企業への経営干渉
 - ・原則、経営干渉は行わない。
- 投資先への最大の持株比率
 - ・議決権総数の **50%以内**までの投資が可能。
- 保有期間
 - ・保有期間には制限無。また、株式上場は求められない。
- 株式上場後の対応
 - ・株式公開後も保有株式の一部については、一定期間安定株主としての協力も可。

上記の特徴の中、株式公開前の資本政策立案時に、投資育成保有株式の一部譲渡も可能であることより、**安定株主の検討が可能**となります。

【投資育成株価算定方式】

投資育成株価算式…国税庁からの通達(法人税関係個別通達昭 48 直審 3-126、直審 4-109、直審 5-23)。

一般に配当還元価額に近い価額。

未上場株式の評価(計算例)

設定企業の内容

- ・業種: 製造業(大会社)
- ・資本金 50 百万円
- ・発行済株式数: 1,000 株
- ・旧額面: 5 万円
- ・配当: 5,000 円(10%)
- ※旧額面 50 円当り、配当 5 円
- ※簿価 = 時価

貸借対照表				税引前利益	
流動資産	1,000	流動負債	600	12/3 期	50
		固定負債	400	13/3 期	55
固定資産	2,000	純資産	2,000	予想利益	49
		(資本金)	(50)		
資産合計	3,000	負債資本計	3,000		

	自社株評価額	計算根拠
類似業種比準方式	461,561 円	類似業種株価 @年配当 @年利益 @純資産 $175 \text{ 円} \times \frac{5.0 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 3 + 2,000 \text{ 円}}{3.9 \text{ 円} \quad 17 \text{ 円} \quad 229 \text{ 円} \times 0.7 \times 50,000 \text{ 円}} \times 5 = 50 \text{ 円}$
純資産価額方式	2,000,000 円	純資産 2,000 百万円 1,000 株
配当還元方式	50,000 円	年間配当額 + 1 株当り資本等の額 50,000 円 10% 50 円
投資育成株価算式	86,240 円	1 株当り予想税引前利益 49,000 円 × 配当性向 17.6% 10%

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成 25 年分)

業種目	番号	B 配当金額	C 利益金額	D 簿価純資産価額	A(株価)				
					平成24年平均	24年11月分	12月分	25年1月分	2月分
製造業	11	3.9	17	229	179	175	185	201	212

(「ご存知ですか、"投資育成制度"? 事業承継対策としての利用法『M.M.Plan 研究会』2010.9.10」の加工)